

諮問庁：内閣法制局長官

諮問日：平成28年8月31日（平成28年（行情）諮問第522号）

答申日：平成29年1月17日（平成28年度（行情）答申第652号）

事件名：特定事件番号の諮問に係る理由説明書に記載の「その作成，利用の状況等について調査」の過程において収集及び記録された文書の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「「その作成，利用の状況等について調査」（「平成28年（行情）諮問第427号理由説明書」1頁）の過程において収集及び記録された文書の全て。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき，「平成28年3月1日付け 調査結果について」（以下「本件対象文書」という。）を特定し，開示した決定については，本件対象文書を特定したことは，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成28年8月1日付け内閣法制局一第28号により内閣法制局長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 審査請求の理由

調査の過程で収集及び作成された文書が存在するはずなので，改めて関連部局を探索の上，発見に努めるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

審査請求人は，処分庁（以下，第3において「長官」という。）が平成28年8月1日付け内閣法制局一第28号により行った原処分（以下，第3において「本件開示決定」という。）について，同月4日付けで審査請求（以下，第3において「本件審査請求」という。）を行い，他にも文書が存在するはずであるとして，さらなる行政文書の開示を求めているところ，以下に述べるとおり，当局は，同年7月15日付けの審査請求人による開示請求（以下「本件開示請求」という。）に係る行政文書を，本件開示決定した行政文書以外に保有していないことから，本件審査請求には理由がない。

（1）本件審査請求に係る経緯

ア 平成28年6月21日

内閣法制局が、審査請求人が平成28年3月23日付けで行った長官に対する異議申立てに対し、情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行った。【参考1】（略）

イ 平成28年7月15日

審査請求人が、上記諮問に係る平成28年内閣法制局一第14号理由説明書1頁に記載された「その作成、利用の状況等について調査」の過程において収集及び記録された文書の全ての開示を求める本件開示請求を行った。

ウ 平成28年8月1日

長官が、本件開示請求に対して本件開示決定を行った。

エ 平成28年8月4日

審査請求人が、本件開示決定に対して、他にも文書が存在するはずであるとして、本件審査請求を行った。

(2) 原処分を維持する理由

ア 審査請求人は、審査請求書において、「他にも文書が存在するはずである」旨主張するが、審査請求人から開示請求のあった行政文書については既に全て開示したところであり、そのほかに該当する行政文書は存在しない。

イ 審査請求人は、審査請求書において、「調査の過程で収集及び作成された文書が存在するはずなので、改めて関連部局を探索の上、発見に努めるべきである」と主張しているが、以下のとおり、内閣法制局に該当する行政文書は存在しない。

すなわち、平成28年内閣法制局一第14号理由説明書1頁にも記載のとおり、本件開示請求に係る調査（以下「本件調査」という。）は、同年2月17日の特定新聞の報道を受けて同日から同月22日までの間に行われたものであるが、その態様は、既に審査請求人に開示した行政文書【参考2】（略）にもあるとおり、①サーバー内のデータの確認、②職員等からの事情聴取及び③長官に対するデータの確認により行われたものである。

まず、①については、サーバー内のデータを文書管理者たる内閣法制局第一部筆頭参事官等において目視で確認したものであり、その過程で収集又は作成した行政文書は存在しない。また、②についても、職員等からの事情聴取を行った内閣法制局第一部長においても、あくまでも職員等からデータの利用状況等について聞き取りという態様で行われたものであり、その結果を取りまとめたものが、正に審査請求人に開示した行政文書であって、それ以外に特段の行政文書を収集又は作成することはしていない。さらに、③については内

閣法制局第一部筆頭参事官がデータを内閣法制局長官に示して確認したにすぎず、その過程で収集又は作成した行政文書は存在しない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年8月31日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月29日 審議
- ④ 同年12月19日 審議
- ⑤ 平成29年1月13日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「その作成、利用の状況等について調査」（「平成28年（行情）諮問第427号理由説明書」1頁）の過程において収集及び記録された文書の全て。」の開示を求めるものである。

処分庁は、「平成28年3月1日付け 調査結果について」（本件対象文書）を特定し、その全部を開示する原処分を行ったところ、審査請求人は、調査の過程で収集及び作成された文書が存在するはずであるとしているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、文書の特定の妥当性について検討する。

2 文書の特定の妥当性について

- (1) 当審査会において、本件対象文書を確認したところ、本件対象文書は、平成28年3月1日付けで、内閣法制局第一部筆頭参事官（以下「第一部筆頭参事官」という。）の名義で作成されたものであり、本件調査の時期・方法及び結果が記載されていることが認められる。
- (2) また、これについて、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件対象文書は、部内報告用として、平成28年2月17日から同月22日までの間に行われた本件調査の結果を取りまとめたものであるとのことであった。
- (3) 以上のことから、本件対象文書は、上記1の「その作成、利用の状況等について調査」（「平成28年（行情）諮問第427号理由説明書」1頁）の過程において収集及び記録された文書に該当すると認められる。
- (4) 他方、審査請求人は、調査の過程で収集及び作成された文書が存在するはずである旨主張するところ、諮問庁は、本件調査の態様は、①サーバー内のデータの確認、②職員等からの事情聴取及び③内閣法制局長官に対するデータの確認により行われたものであるところ、①については、サーバー内のデータを文書管理者たる第一部筆頭参事官等において目視で確認したものであり、その過程で収集又は作成した行政文書は存在し

ない旨、②については、飽くまでも職員等からデータの利用状況等について聞き取りという態様で行われたものであり、その結果を取りまとめたものである本件対象文書以外に特段の行政文書を収集又は作成することはしていない旨、及び、③については、第一部筆頭参事官がデータを内閣法制局長官に示して確認したにすぎず、その過程で収集又は作成した行政文書は存在しない旨説明する。

(5) これらの点について検討するに、まず、①について、諮問庁は、サーバー内のデータの確認は、第一部筆頭参事官及びその補助者たる同参事官補において目視により行われたものである旨説明するところ、諮問書に添付された本件対象文書を確認すると、この諮問庁の説明は首肯でき、また、当該目視による確認といった調査内容やその結果を取りまとめたものである本件対象文書の作成者が、第一部筆頭参事官自身であることも認められる。そうすると、目視確認の過程で収集又は作成した行政文書は存在しない旨の諮問庁の説明は、特に不自然、不合理であるとまではいえず、審査請求人からも、この説明を覆すに足りる具体的な根拠は示されていない。

(6) 次に、②については、諮問書に添付された本件対象文書を確認したところ、職員等からの事情聴取は、内閣法制局第一部長（以下「第一部長」という。）により行われたものであると認められる。そして、本件対象文書が第一部筆頭参事官名で作成されていることから、当審査会事務局職員をして、第一部長と第一部筆頭参事官とのやり取りについて諮問庁に確認させたところ、第一部長から第一部筆頭参事官への聞き取りの結果の伝達は、口頭で行われたとのことであった。

一般に、国の行政機関における職員同士の意思疎通が必ずしも文書を介して行われるものではないと考えられることなどに照らせば、第一部長から第一部筆頭参事官への聞き取りの結果の伝達は口頭で行われたものであり、②に関し、本件対象文書以外に特段の行政文書を収集又は作成することはしていない旨の諮問庁の説明は、不自然、不合理であるとまではいえず、審査請求人からも、この説明を覆すに足りる具体的な根拠は示されていない。

(7) さらに、③については、本件調査の目的はサーバー内のデータを確認すれば達せられると考えられることなどに照らせば、当該確認は第一部筆頭参事官がデータを長官に示すことにより行われ、その過程で収集又は作成した行政文書は存在しない旨の諮問庁の説明は、不自然、不合理であるとまではいえず、審査請求人からも、この説明を覆すに足りる具体的な根拠は示されていない。

(8) また、念のため、当審査会事務局職員をして、本件対象文書の探索の方法及び範囲について諮問庁に確認させたところ、内閣法制局担当部局

の書庫，事務室及びパソコンの共用フォルダー内を探索した結果，本件対象文書以外に本件請求文書に該当する紙文書及び電子データはなかったとのことであり，探索の方法及び範囲に特段の問題はないと認められる。

(9) その外，本件請求文書に該当するものとして本件対象文書の外に特定すべき文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから，本件開示請求の対象として本件対象文書を特定したことは，妥当である。

3 本件開示決定の妥当性について

以上のことから，本件請求文書の開示請求につき，本件対象文書を特定し，開示した決定については，内閣法制局において，本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので，本件対象文書を特定したことは，妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史